

判決の解剖：「パラメータの罟」はいかにしてトイレットペーパー特許戦争を決定づけ、知財戦略を再構築したか

Gemini

第 1 章：最終判決とその業界全体への波及効果

本レポートは、長尺トイレットペーパーを巡る特許侵害訴訟の最終的な決着を詳述し、この判決が日本の知的財産法、特に「パラメータ特許」の分野において画期的な意味を持つという核心的なテーゼを提示するものである。

覆ることのない結論

2025 年 10 月 8 日の知的財産高等裁判所（知財高裁）の判決を受け、原告であった日本製紙クレシア株式会社（以下、クレシア）が最高裁判所への上告を行わなかったことにより、長尺トイレットペーパーに関する特許侵害訴訟における大王製紙株式会社（以下、大王製紙）の勝訴が最終的に確定した¹。これにより、数年間にわたる法廷闘争は完全に終結し、法的な事実が確定した。

「パラメータの罟」の顕在化

しかし、本件の重要性は単なる勝敗の結果にとどまらない。これは、特許権者が自ら設定した技術的定義によって自縄自縛に陥る「パラメータの罟」の典型例である²。パラメータ特許とは、製品の特性を特定の数値範囲や測定方法によって定義する発明を指す。クレシアは、特許を取得する過程で用いたこの厳格な定義が、権利行使の段階に至って致命的な足枷となったの

である。

画期的な判例の確立

東京地方裁判所（以下、東京地裁）および知財高裁の一貫した判断は、司法からの強力なメッセージとして機能する。裁判所が特許明細書の文言を厳格に、かつ文字通りに解釈する姿勢を堅持したことは、あらゆる業界の特許権者に対し、立証責任の絶対的な重さと、自らが作成した特許のルールが自らを厳格に縛るという現実を突きつけた。

この判決は、知的財産戦略におけるパラダイムシフトを示唆している。クレシアは、長尺トイレットペーパー技術に関して 50 件以上の特許を保有し、いわば「特許の要塞」を築いていた³。しかし、この膨大なポートフォリオにもかかわらず、訴訟の核心となった数件の特許の脆弱性によって敗北した。この事実は、知的財産の戦略的価値が、保有する特許の「量」から、個々の特許の「質」、すなわち権利行使可能性と戦略的なクレーム作成へと移行していることを明確に示している。たった一つの不適切に起草された重要な限定が、いかに巨大なポートフォリオを無力化しうるかを示す、強力な教訓となった。

第 2 章：戦略的戦場：長尺トイレットペーパーの市場力学

日本の製紙業界を代表する二大巨頭が、なぜトイレットペーパーという日常品を巡って、これほど長期間かつ高コストの法廷闘争を繰り広げたのか。その背景には、巨大な市場規模と、この特定セグメントが持つ戦略的な重要性が存在する。

数千億円規模の巨大市場

日本のトイレットペーパー市場は、決してニッチなカテゴリーではない。2022 年度には 1,878 億円、2023 年度には 2,000 億円を突破すると見込まれる、家庭紙業界の基盤をなす巨大市場である⁵。この安定した巨大市場におけるシェア争いは、企業の収益に直結する。

長尺ロールセグメントの台頭

なかでも長尺タイプのトイレトーパーは、市場の主要な成長エンジンとなっている。2021年度には、ピュアパルプ原料の製品カテゴリーにおいて、売上金額ベースで構成比が40%を超えるまでに成長した⁶。この急成長は、現代の消費者が持つ複数の強力な動機によって支えられている。

消費者動機の解剖

長尺ロールが支持される理由は多岐にわたる。

- **利便性と効率性**： ロール交換や買い物の頻度が減ることは、多忙な現代のライフスタイルにおいて直接的なメリットとなる⁷。
- **サステナビリティとSDGs**： 包装資材が少なく、製品がコンパクトであるため輸送効率が高い。これはCO2排出量の削減に繋がり、環境意識の高い消費者の価値観と合致する⁸。大王製紙のような企業は、この利点を自社のサステナビリティ戦略のメッセージとして積極的に活用している¹¹。
- **コストパフォーマンスと価値**： 原材料価格の高騰により製品価格が上昇する中、消費者は価値に見合った性能を重視する傾向を強めている¹²。長尺ロールは1パックあたりの価格は高くても、1メートルあたりの単価が安くなることが多く、節約志向の強い家庭にとって魅力的である¹²。
- **防災備蓄意識**： 自然災害の多い日本では、「ローリングストック」という備蓄文化が定着している。省スペースで長持ちする長尺ロールは、非常時の備蓄品として理想的であり、この需要は新型コロナウイルスのパンデミックを経てさらに強固なものとなった¹³。

これらの市場動向は、長尺ロールが単なる製品ラインナップの一つではなく、コモディティ化が進む成熟市場において、企業が競争優位性を築くための戦略的な「堀（moat）」であることを示している。標準的なトイレトーパーは価格競争に陥りやすいが、長尺でありながら「柔らかい」「薄すぎない」といった品質を両立させるには、高度な技術革新が必要となる³。この技術的複雑性こそが特許による保護を可能にし、企業を知的財産を巡る熾烈な戦いへと駆り立てるのである。このセグメントのパイオニアであるクレシアが、自社の差別化要因の核と見なす技術を防衛するために、これほどまでに激しく争った理由はここにある⁴。

表 1：長尺トイレトペーパーの主要市場ドライバーと消費者動向

市場ドライバー	根底にある消費者動機	関連データ・エビデンス	メーカーにとっての戦略的重要性
利便性	家事の手間を削減したい	交換頻度の減少によるストレス軽減を評価する声多数 ⁷	付加価値によるプレミアム価格の正当化
サステナビリティ	個人の消費行動を環境価値と一致させたい	包装資材の削減、輸送効率向上によるCO2 削減効果 ⁹	企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）評価向上
コストパフォーマンス	家計予算を効率的に管理したい	物価上昇局面でメートル単価の安さが重視される ⁷	プライベートブランド製品との差別化、価格競争からの脱却
防災備蓄	家族の安全を確保したい	省スペースで長期保管に適し、ローリングストック需要に合致 ¹³	新たな「備え」市場セグメントへのアクセス

第 3 章：画期的特許紛争の解体

本章では、訴訟の具体的な内容、争点となった特許、双方の主張、そして裁判所の決定的な判断を技術的・法的に詳解する。

紛争の時系列

この法廷闘争は、クレシアが 2022 年 9 月 6 日に東京地裁へ提訴したことに始まる⁹。その後、2024 年 8 月 21 日に東京地裁がクレシアの請求を棄却する判決を下し¹、これを不服とし

たクレシアが知財高裁に控訴。そして 2025 年 10 月 8 日に知財高裁も控訴を棄却し¹、大王製紙の勝訴が確定した。

争点となった特許

紛争の核心は、クレシアが保有する以下の 3 件の特許であった¹⁶。

- 特許第 6735251 号：「トイレットロール」
- 特許第 6186483 号：「トイレットロール」
- 特許第 6590596 号：「ロール製品パッケージ」

3.1. 「パラメータの罫」：エンボス深さを巡る決戦（特許第 6735251 号 & 第 6186483 号）

- **クレシアの主張**：これら 2 件の特許は、トイレットペーパーの品質を定義する要素の一つとして、表面のエンボス（凹凸）の深さを特定の数値範囲（例： $0.05 \sim 0.40 \text{ mm}$ ）に限定していた²。クレシアは、大王製紙の製品「エリエール i:na（イーナ）トイレットティッシュ 3.2 倍巻」がこの数値範囲に含まれると主張した¹⁶。
- **致命的だった明細書の記述**：クレシアの戦略が破綻した最大の原因は、特許明細書の中で「エンボス深さ」の**測定方法**を、極めて詳細かつ具体的に定義してしまった点にある。その手順は以下の通りであった²。
 1. 断面の高さプロファイルを取得する。
 2. 特定のフィルタ（カットオフ値 $\lambda_c: 800 \text{ } \mu\text{m}$ ）を適用し、微細な表面粗さを除去して「輪郭曲線」を得る。
 3. この輪郭曲線上で、エンボスの縁に位置する特定の「上に凸となる 2 つの曲率極大点」（P1, P2）を特定する。
 4. P1 と P2 の高さの平均値と、その間に挟まれた最も低い点との差を算出し、これをエンボス深さ D と定義する。
- **大王製紙の反論と裁判所の判断**：大王製紙は、自社製品がこの**厳密なプロトコル**に従って測定した場合、特許で定められた数値範囲には入らないと反論した。裁判所はこの主張を全面的に支持し、本件における極めて重要な法理を確立した。すなわち、**特許明細書は、その発明固有の「辞書」として機能する**という原則である²。クレシアが主張した、より一般的、あるいは「常識的」な深さの測定方法は、自らが辞書で定義した用語の解釈基準にはなり得ないと明確に退けられた。裁判所は、この詳細なプロトコルが単なる一例では

なく、この特許における「エンボス深さ」の定義そのものであると認定した。結果として、クレシアは自らが設定した厳格なルールによって、侵害の立証に失敗したのである。

3.2. 形態と機能の相克：パッケージの指掛け穴を巡る争い（特許第6590596 号）

- **クレシアの主張**：この特許は、製品パッケージに設けられた指掛け穴の形状が「ほぼ長円」（almost oblong）であることを特徴としていた²。クレシアは、この「ほぼ長円」とは、消費者がミシン目を切り抜いて指を掛け、パッケージを持ち上げる際の**機能的な状態、すなわち開口した状態の形状**を指すと主張した。
- **裁判所の厳格な文言解釈**：ここでも裁判所は、厳格かつ文字通りの解釈を下した。クレームに「形成されており」と記載されている点に着目し、問題となるのは消費者が使用する前の、パッケージ上に**形成されているミシン目自体の形状**であるべきだと判断した。クレシアが主張した機能的な重要性よりも、クレームの文言が持つ客観的な意味を優先したのである。両社の製品パッケージのミシン目の形状は異なっていたため、裁判所は侵害を認めなかった²。

表 2：争点となった特許クレームと司法解釈の比較分析

特許番号 & 争点	クレシアの主張 (機能的・広義の 解釈)	大王製紙の反論 (文言的・狭義の 解釈)	裁判所の最終判断 と論理
#6735251, #6186483 エンボス 深さ	「真の深さ」を測定すべきであり、明細書記載の測定法は一例に過ぎない。	侵害の有無は、特許明細書で定義された厳密な測定プロトコルによってのみ判断されるべきである。	非侵害 。明細書は発明の「辞書」である。詳細な測定プロトコルは定義そのものであり、その定義下では侵害は成立しない。
#6590596 指掛け 穴の形状	「ほぼ長円」とは、消費者が使用する際の機能的な開口状態	クレームは、パッケージに「形成されて」いるミシン目自	非侵害 。クレームの文言を文字通りに解釈し、使用前のミ

	の形状を指す。	体の形状を指しており、使用時の形状ではない。	シン目自体の形状が基準となる。両社の形状は異なる。
--	---------	------------------------	---------------------------

第 4 章：裁判所の揺るぎなき論理：クレーム解釈のマスタークラス

本件判決の真価は、個別の事実認定を超え、日本の特許訴訟における普遍的な原則をいかに力強く再確認したかにある。裁判所の論理は、将来のすべての特許権者と挑戦者にとっての指針となる。

「明細書は辞書である」原則の徹底

裁判所の判断の根幹には、特許法第 70 条第 2 項が存在する。この条文は、特許請求の範囲（クレーム）に記載された用語の意義は、明細書の記載を考慮して解釈しなければならないと定めている²。本判決は、この原則を極めて厳格に適用した。特許権者が自らの発明を定義するために明細書に書き込んだ特殊な測定法や用語は、単なる説明ではなく、権利範囲を画定する「法律」そのものとして扱われる。これにより、特許権者は、自らが作成した「辞書」の定義から逸脱して権利範囲を広く解釈する余地を完全に失う。発明の「思想」や「技術的意義」といった抽象的な主張は、明細書内の具体的な定義と矛盾する場合には通用しないことが、改めて示された。

均等論の否定と「意識的除外」の重み

クレシアは、直接的な文言侵害が認められない場合でも、実質的に同一であるとする「均等論」による侵害も主張した。しかし、これもまた退けられた。特にパッケージの特許に関して、裁判所は、クレシアが過去の特許異議申立手続においてクレームの範囲を減縮（限定）した経緯を指摘した。この行為は、減縮によって除外された範囲については権利を主張しないという「意識的除外」に該当すると判断された。これは、均等論の成立を妨げる 5 番目の要件で

あり、一度自ら権利範囲を狭めた以上、後からその範囲を取り戻すことは許されないという禁反言の原則を厳格に適用したものである²。

この判決は、司法が技術的証拠に対して、より深く、より実質的な審査を行う姿勢へと移行していることを示している。裁判所は、専門家が提出した報告書の結論を鵜呑みにするのではなく、その基礎となる元データや分析プロセス、測定方法の妥当性にまで踏み込んで評価を行った²。これは、単に法的主張を戦わせるだけでなく、方法論的に完璧で、かつ特許の文言と完全に整合する、非の打ちどころのない技術的証拠を提出した側にのみ勝利がもたらされることを意味する。今後の特許訴訟では、専門家証人の準備と技術的証拠の提示に対する要求水準が格段に高まるであろう。

第5章：二つの戦略の物語：両社の知財プレイブック分析

本件は、法廷における攻防であると同時に、両社の事業戦略と知財戦略が衝突した結果でもある。それぞれの戦略を分析することで、勝敗を分けた要因がより鮮明になる。

5.1. 日本製紙クレシアの欠陥ある攻撃

- **パイオニアのジレンマ**：50 件以上の関連特許を持つ市場の先駆者として、クレシアの戦略は、その広範な IP ポートフォリオを盾に市場での優位性を守ることにあつた³。同社は公式に、知的財産権を「企業価値の大きな柱」と位置づけ、侵害行為を看過できないと表明していた¹⁹。
- **戦略的誤算**：彼らの失敗は、特許を**取得する段階（プロセキューション）と、権利を行使する段階（リチゲーション）**の間に存在する断絶から生じた。先行技術を回避し、特許査定を得るために有効だったはずの極めて具体的なパラメータ定義が、いざ権利行使の段になると、競合他社に回避策を与える設計図となってしまった。第一審敗訴後の「到底承服できるものではありません」という公式コメントは¹⁷、自社の特許保護範囲の広さを過信していた可能性を示唆している。

5.2. 大王製紙の防御のマスタークラス

- **一貫した確信的な防御**：大王製紙は、訴訟当初から自社製品がクレシアの特許を侵害するものではないと一貫して主張してきた⁹。勝訴確定後の声明では、その主張が司法の場で「全面的に認められました」と強調し、自社の正当性をアピールした¹。
- **「セーフハーバー」の活用**：大王製紙の法務および研究開発チームは、クレシアの特許を徹底的に分析し、そのクレームの狭さを特定した上で、意図的に非侵害となる製品設計を行ったと考えられる。クレシアが自ら作り出した定義の隙間、すなわち「セーフハーバー（安全港）」を巧みに航行したのである。
- **広範な戦略との連携**：さらに大王製紙は、この訴訟の勝利を自社の企業イメージ向上に巧みに結びつけた。勝訴を伝えるニュースリリースでは、即座に長尺ロール製品がもたらす消費者の利便性やSDGsへの貢献といった側面に焦点を当てた⁹。これは、マーケティング、製品価値、環境配慮を重視する同社の全体的な企業戦略と完全に一致している¹¹。法的な勝利を、広報・マーケティング上の勝利へと昇華させたのである。

この攻防は、パラメータ特許を巡る戦いが本質的に**非対称**な性質を持つことを浮き彫りにした。特許権者（クレシア）は、自らが定めたたった一つの厳格な定義と測定法に縛られる。一方で、挑戦者（大王製紙）は、その固定された（定義）に対して、多数の代替設計や異なるプロセスを試み、非侵害となる一点を見つけ出せばよい。立証責任は完全に特許権者側にあり、定義との完璧な一致を証明しなければならない。被告側は、その定義からのわずかな逸脱を一つでも証明すれば勝利できる。この戦略的な非対称性が、パラメータ特許の定義に脆弱性を見つけ出した場合の防御がいかに強力であるかを物語っている。

第6章：判例の長い影：日本産業への永続的影響

この判決が与える影響は、製紙業界にとどまらず、日本の産業界全体における企業の知財戦略に長く、そして深い影を落とすことになる。

クレームドラフティングにおける曖昧さの終焉

最大の教訓は、特許出願書類、特にクレームを作成する段階における先見性の重要性である。企業は今後、発明を定義するために用いるパラメータが、意図せずして競合他社に非侵害の抜け道を与えてしまうリスクがないかを、これまで以上に厳しく自問する必要がある。単に「特許を取得すること」から、商業的に「権利行使可能な」クレームを起草することへと、焦点の

転換が強く求められる。

立証責任の高度化

特許権者は、自らが定めた測定・試験方法が、法廷で極めて厳格な司法的精査の対象となることを前提にしなければならなくなった。訴訟戦略には、特許明細書の定義と寸分違わず合致する、反論の余地のない技術的証拠を準備することが不可欠となる²。

競争分析の新時代

一方で、防御側の企業にとって、本件は明確な戦略的プレイブックを提供する。パラメータ特許の侵害リスクを評価する最初のステップは、特許権者自身の定義と測定プロトコルを顕微鏡レベルで精査し、設計変更によって回避可能な「セーフハーバー」を特定することになるだろう。

歴史的文脈

製紙業界の巨人が知財で争うのはこれが初めてではない²¹。また、花王対 P&G、ユニ・チャーム対ライオンなど、競争の激しい日本の消費財分野では、これまでも多くの特許訴訟が繰り広げられてきた²²。しかし、本判決は、パラメータ特許の権利行使のメカニズムについて、これほど明確かつ教訓的な判断を示した点で、際立った重要性を持つ。

第7章：実用的なインテリジェンスと戦略的提言

本レポートの分析を、企業の各部門が実行可能な、未来志向の具体的な提言へと落とし込む。

研究開発・特許出願チームへ

- **定義のウォーゲーミング**：特許出願を最終化する前に、競合他社が自社の定義したパラメータをいかにして回避できるかを積極的にシミュレーションすべきである。「この測定方法は独自で複雑か？もしそうなら、それが技術的効果を達成する唯一の方法か？」といった問いを立てることが重要となる。
- **精度と広さのバランス**：先行技術を克服するためには具体性が必要だが、発明の核心そのものでない限り、業界標準の測定法を用いることを検討すべきである。これにより、将来の侵害立証が容易になる。

法務・知財管理部門へ

- **「パラメータ特許」ポートフォリオの監査**：数値範囲や特定の測定プロトコルに依存する既存特許のリスク評価を実施する。「パラメータの罟」に陥る脆弱性を持つ特許を特定し、その戦略的重要性を再評価する必要がある。
- **訴訟シナリオを出願プロセスに統合**：特許を出願するチームと、将来訴訟を担う可能性のあるチームとの連携を密にする。「このクレームの侵害を法廷でどう証明するか？」という問いを、出願書類の作成・レビュープロセスにおける標準的なチェック項目とすべきである。

事業・経営戦略リーダーへ

- **競争優位の武器としての知財の再評価**：特許の価値は、発行された時点で保証されるものではない。その真の価値は、権利行使可能性にある。知的財産戦略は、製品開発や競合情報分析と不可分一体のものとして扱われなければならない。
- **防御的知財インテリジェンスへの投資**：競合他社の特許を分析するためのリソースを配分する。これは、単なる侵害リスクの回避のためだけでなく、防御的な機会や設計回避のための「セーフハーバー」を見つけ出すための、中核的な事業インテリジェンス活動として位置づけるべきである。

表 3：主要な企業機能に対する戦略的提言の要約

企業機能	大王製紙 vs. クレシア訴訟からの主要な教訓	実行可能な提言
研究開発 / 特許出願	自ら定義したパラメータは、柔軟性のない「辞書」となる。	出願ドラフティング段階で「設計回避」シミュレーションを導入する。
法務 / 知財管理	過去のクレーム減縮（意識的除外）は、均等論の適用を無効化しうる。	主要特許の権利行使可能性に関する監査を実施する。
事業 / 経営戦略	防御戦略は、狭く定義されたクレームを悪用することで成功しうる。	競合他社の特許分析を、中核的な事業インテリジェンス機能として予算化する。

第 8 章：結論：訴訟後の時代における競争優位の再定義

大王製紙とクレシアの訴訟は、「パラメータの罠」がもたらすリスクを決定的に示した、歴史的な教訓として記憶されるだろう。この判決は、日本の特許法において、明細書に書かれた言葉は絶対であるという原則を、揺るぎないものとして再構築した。

この司法判断は、知的財産を取り巻く環境の成熟を示唆している。競争優位を確立するための新たなフロンティアは、もはや単に新しい製品を発明することだけにあるのではない。戦略的に健全で、法的に強靱な知的財産を確保することにある。

成熟し、競争が激化した家庭紙のような市場において、マーケットシェアを巡る戦いは、もはやスーパーマーケットの棚やマーケティングキャンペーンの中だけで繰り広げられるものではない。それは、知的財産法というルールブックを深く理解し、細心かつ戦略的、そして未来を見据えて活用する能力によっても左右される。本件は、その戦いのルールブックを書き換えた。この教訓を最も早く学び、実践した企業こそが、次代の勝者となるであろう。

引用文献

1. 特許侵害訴訟における当社勝訴判決確定に関するお知らせ | 大王製紙 ..., 10月 27,

- 2025 にアクセス、 <https://www.daio-paper.co.jp/news/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E5%BD%93%E7%A4%BE%E5%8B%9D%E8%A8%B4%E5%88%A4%E6%B1%BA%E7%A2%BA%E5%AE%9A%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B/>
2. パラメータ特許の罫：日本製紙クレシア対 大王製紙「長尺 ...」, 10 月 27, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/0ac3dab0a77c9af8b11e.pdf>
 3. パテントコラム（2022 年 10 月） - 石田国際特許事務所, 10 月 27, 2025 にアクセス、 <https://www.ishidapo.com/column/2022/10.html>
 4. 3 倍巻きトイレットペーパーの特許訴訟、日本製紙クレシアが大王製紙に敗訴 | 弁理士法人 前田特許事務所, 10 月 27, 2025 にアクセス、
<https://maedapat.co.jp/view/372/>
 5. 『The エリエールトイレットティッシュ』 4 月 1 日（月）新発売 | 大王製紙株式会社, 10 月 27, 2025 にアクセス、 <https://www.daio-paper.co.jp/news/%E3%80%8Ethe%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%A8%E3%83%BC%E3%83%AB-%E3%83%88%E3%82%A4%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%B7%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%80%8F-4%E6%9C%88%E6%97%A5%E3%83%88%E6%9C%88/>
 6. 意外？常識？2023 年最新トイレットティッシュ事情 - エリエール, 10 月 27, 2025 にアクセス、 <https://www.elleair.jp/elleair-toilet/article/useful/202737/>
 7. こだわりアリ！「トイレットペーパー」を買う時に重視するポイントは？女性 463 人に聞きました, 10 月 27, 2025 にアクセス、
<https://kufura.jp/life/cost/160220>
 8. トイレットペーパーを長持ちさせるコツとは？賢い選び方と節約ポイントを伝授 - イトマンダイレクト, 10 月 27, 2025 にアクセス、 <https://www.itoman-direct.jp/blog/long-lasting/>
 9. 特許侵害訴訟に関する東京地方裁判所の判決について | 大王製紙株式会社, 10 月 27, 2025 にアクセス、 <https://www.daio-paper.co.jp/news/%E7%89%B9%E8%A8%B1%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%E3%81%AE%E5%88%A4%E6%B1%BA%E3%81%AB%E3%81%A4/>
 10. トイレットペーパーパルプと再生紙どっちがエコ？ - 湯浅紙店, 10 月 27, 2025 にアクセス、
https://yuasakamiten.com/blogs/iseecolumn/toiletpapers_pulp_recyclepulp
 11. 大王製紙グループのビジネスモデル, 10 月 27, 2025 にアクセス、
https://www.daio-paper.co.jp/wp-content/uploads/pdf/ir/m_web_9032587891911_P13-20.pdf
 12. トイレットペーパーの相場とは？ 値上げの要因も - 湯浅紙店, 10 月 27, 2025 にアクセス、 <https://yuasakamiten.com/blogs/iseecolumn/toiletpaper-marketprice>
 13. トイレットペーパー市場の動向と消費者ニーズの変化 - newji, 10 月 27, 2025 に

- アクセス、<https://newji.ai/supplier/manufacturing-industry/trends-in-the-toilet-paper-market-and-shifts-in-consumer-needs/>
14. コロナ禍でストック増? 「トイレットペーパーに関する調査」 - ネオマーケティング, 10 月 27, 2025 にアクセス、https://corp.neo-m.jp/report/investigation/daily-necessities_004_toiletpaper
 15. ニュース「日本製紙クレシア、トイレットペーパーの特許権侵害で大王製紙を提訴」 - 企業法務ナビ, 10 月 27, 2025 にアクセス、<https://www.corporate-legal.jp/news/4957>
 16. ニュース「「3 倍巻き」長いトイレ紙訴訟、大王製紙による特許権侵害は認められず―東京地裁」, 10 月 27, 2025 にアクセス、<https://www.corporate-legal.jp/news/5828>
 17. 【お知らせ】 2024 年 8 月 21 日 東京地方裁判所の判決について ..., 10 月 27, 2025 にアクセス、
<https://www.nipponpapergroup.com/info/2024/info240821005733.html>
 18. 先週の知財ニューストピックス (8 月 19 日~8 月 25 日) - IP Force, 10 月 27, 2025 にアクセス、<https://ipforce.jp/News/ip-news/summary/2024-08-26-6905>
 19. 【お知らせ】 大王製紙株式会社に対する特許権侵害訴訟の提起について, 10 月 27, 2025 にアクセス、
https://www.crecia.co.jp/whatsnew/2025/pdf/250731_news.pdf
 20. 大王製紙について | 大王製紙株式会社 技能職採用サイト, 10 月 27, 2025 にアクセス、<https://www.daio-paper.co.jp/koujou-saiyou/about/>
 21. 今回の知的財産高等裁判所の判決と「クリネックス アクアヴェール」の技術開発について, 10 月 27, 2025 にアクセス、
<https://www.nipponpapergroup.com/news/year/2016/news161017003546.html>
 22. 『東京地裁 経時変化する製品の侵害を肯定, 10 月 27, 2025 にアクセス、
<http://www.abe-law.com/wp/wp-content/uploads/2018/04/180423Newsletter.pdf>
 23. 花王、ホーユーへの特許侵害訴訟で販売差し止めの仮処分決定 - 週刊粧業, 10 月 27, 2025 にアクセス、https://www.syogyo.jp/news/2012/02/post_002981
 24. 平成 24 年 11 月 30 日東京地方裁判所の判決 (平成 22 年(ワ)第 12777 号特許権侵害損害賠償請求事 - 大王製紙, 10 月 27, 2025 にアクセス、<https://www.daio-paper.co.jp/wp-content/uploads/n241130.pdf>